

こども^{★★}誰^{★★}でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化することを目的とした事業です。

保護者の就労等の有無にかかわらず、月一定時間の利用可能枠の中で、保育所、幼稚園等を利用できます。

この事業には、次のような意義があります。

こどもにとって

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる。
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができる。
- ・年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらす。

保護者にとって

- ・地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなる。
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、孤立感、不安感等の解消につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながる。

あきる野市では、令和6・7年度の2年間、試行事業として「未就園児の定期的な預かり事業」を実施してきましたが、令和8年4月からは全国の自治体で実施されます。

◆対象児童

国の「こども誰でも通園制度」では、保育所、幼稚園等に通っていない生後6か月から満3歳未満の乳幼児が対象となります。

あきる野市では、独自の取組として対象年齢の範囲を拡大し、市民が市内の実施施設を利用する場合に限り、原則として、生後57日目の0歳児から2歳児（3歳の誕生日を迎えた年度末）までの乳幼児を対象とします。

ただし、対象年齢は、実施施設によって異なりますので、ご注意ください。

※対象児童は、年度によって変更となる場合があります。

◆利用日数

0・1歳児：原則として、週2日まで

2歳児：週2日までを基本とし、実施施設の可能な範囲内で週5日まで

◆1日の利用時間

1日8時間までを限度とし、実施施設の可能な受入時間まで

◆月の利用時間の上限

国の「こども誰でも通園制度」では、月10時間が上限となります。

あきる野市では、独自の取組として利用時間を上乗せし、市民が市内の実施施設を利用する場合に限り、月160時間を上限とします。

ただし、利用可能時間は、実施施設によって異なりますので、ご注意ください。

◆利用料

無償（保育料・給食費相当分）

ただし、実施施設によって、在園児との均衡を考慮した特別な費用の徴収があります。

※市外の実施施設を利用された場合は、当該施設の規定により料金をお支払いいただいた後、無償化相当分として認められる額（日額2,400円まで）を償還払いとさせていただきます場合があります。

◆実施施設

市内の保育所、幼稚園、認定こども園等

※あきる野市のホームページでご確認ください。

<https://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000016364.html>



◆利用手続

「こども誰でも通園制度」を利用するためには、居住する区市町村に乳児等支援給付認定申請をし、認定を受ける必要があります。

あきる野市民の方については、令和8年2月下旬からオンラインにより認定申請を受け付けます。以下のURLまたはQRコードから認定申請を行ってください。

認定後は、利用希望施設に直接お問い合わせいただき、事前面談を行ってから利用開始となります。

<https://logoform.jp/form/KPg1/1443445>



お問い合わせ

あきる野市こども家庭部保育課保育係

電話 042-558-1111（内線 2651、2652）